

研究活動に係る不正行為等

の防止に関する規定

(特非) 富士山測候所を活用する会
理事長 畠山 史郎

(趣旨)

特定非営利団体活動法人富士山測候所を活用する会(以下「当法人」という)では、競争的研究資金に係る者すべては、特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会(富士山環境研究センター)研究倫理綱領(以下「研究倫理綱領」)に定める理念と正しい論理観に基づき、関係法令や各種当法人規程を遵守することにより、不正防止計画の策定、不正防止に向けた活動を着実に実行する。

(目的)

第1条 この規程は、当法人における研究者の研究活動上の責務、不正行為の防止及び不正行為が行われた場合の対応等、必要な事項を定めることにより、健全な研究環境を形成することを目的とする

(不正行為の定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、以下の行為をいう。ただし、故意によるものでないことが証拠をもって証明されたものは不正行為にはあたらない。

(1) 研究の申請、実施、報告または審査における以下の行為

- ① ねつ造…存在しないデータ及び研究成果等を制作する行為
- ② 改ざん…資料・機器・過程を変更する行為を行う事で、研究結果に都合の良い研究データに加工する行為
- ③ 盗用…他者の研究内容・結果・文章等を当該研究者の了承無しにまた

は適切な手続きを経る事なく流用する行為

④ 重複投稿…本質的に同じ内容の論文を2本以上投稿する行為(同じ内容での英文・和文の投稿も二重投稿にあたる)

⑤ 不適切なオーサーシップ…論文著作者が適正に公表されない行為

(2) 研究費の不正使用…私的流用、不正受給、目的外使用、不正経理、法令・研究費の配分された機関の定める規程等に違反した経費の使用をいう

(3) 利益相反…個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突する行為。十分注意を払い、公共性に配慮し適切に対応しなければならない。

(4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害

(管理・推進体制)

第3条 理事長は、最高管理責任者として当法人における不正行為の防止等について総括し最終責任を負う。

2. 研究センター長は研究部門の、事務局長は事務部門の、それぞれの統括管理責任者として理事長を補佐し、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施する。

(1) 研究センター長は、共同研究における研究代表者に、個々の研究者等にそれぞれの役割分担・責任を明確化するように求める。

(2) 研究センター長は、研究代表者は研究活動や研究成果を適切に確認するように促す。

(3) 研究センター長は、個々の研究者が、自立した研究活動が遂行できるよ

う助言や支援など環境整備を行う。

3. 第一研究部長は研究センターの、又事務局長は事務局内の、コンプライアンス推進責任者とする。

(1) 第一研究部長は、研究活動の不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、研究者や研究協力者等に社会的に求められる研究倫理を修得するため研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を管理監督する。

(2) 第一研究部長は、研究者の行動範囲に限らず、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を習得・習熟させる。

(3) 第一研究部長は、研究活動に関するすべての者に利益相反の考え方や守秘義務についての知識を習得させる。

(不正防止計画推進室)

第4条 研究センター長は不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進室を置く。

2. 不正防止計画推進室は、事務局長を室長とし、事務局管理業務チームで構成する。

3. 不正防止計画推進室は、研究センター長の指導の下、期間全体の具体的な対策を策定・実施するものとする。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、研究センター研究倫理綱領「研究者の行動規範」に定めるとおり、正しい倫理性と自己規律を保持した研究活動を行わなければならない。

2. 研究者は、研究倫理教育責任者の指導に従い、研究倫理教育に関する研修等に参加する。

3. 研究者は、自己の研究活動によって得られる研究データ・資料・論文について、研究終了から5年間は保存し、必要な場合には

開示しなければならない。

4. 研究者は、第10条及び第11条に定める調査に協力しなければならない。

(通報等の受付窓口)

第6条 本法人における研究活動に係る不正行為に関する通報・告発及び相談(以下、「通報等」という。)、に対応するため

3. 不正行為に関する通報は総務係・事務局長がその内容を確認し、調査が必要と判断された場合、別に定める「通報等の取扱い」に基づき諸手続を行う。

(モニタリングのあり方)

第9条 公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、機関全体の視点からのモニタリングを実施する。

2. モニタリング実施者は内部監査員(当法人監事)とし、関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かの確認・検証を行う。

(各種規程等の整備と公表)

第10条 当法人における「研究活動に係る不正行為等の防止に関する規定」「研究倫理綱領」「通報等の取扱い」をはじめとする、公的研究費に関する当法人で定めた各種規程等については、最新の法令、指針、ガイドライン等に沿って適時見直すとともに、その内容を当法人内外に公表する。

附則 この規定は2020年1月27日に施行し、即日発効する。